

【パブコメ】免震材料の改正告示の経過措置特例

令和2年4月1日に施行された免震材料の品質管理に係る改正告示※1の一部を改正するパブリックコメントが発表されました。一部の免震材料※2については、改正告示の経過措置として、下表のように従前の規定によることのできる期日を6カ月間延期することとなります。

※パブリックコメントURL

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210704&Mode=0>)

	改正前	改正後
経過措置	令和3年3月31日	令和3年9月30日

今後のスケジュール (予定)

公布・施行 令和3年2月末

- ※1 令和3年3月31日までに改正後の材料告示に適合することが確認出来なければ、4月1日以降に着工する建築物に用いることが出来ないことを定めた令和元年9月改正の平成12年建設省告示第1446号
- ※2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置を受けた工場等において製造される免震材料に限る

関連して

重要

当面の間は、別添の免震材料の認定番号の欄に以下の記載を行ってください。

【記載例】

記載の認定番号又は記載の認定番号に規定する性能値と同等の性能を有し、令和元年9月30日改正後の平成12年建設省告示第1446号に適合する免震材料

(「平成12年建設省告示第1446号の令和元年9月改正に係る建築物及び免震材料の取り扱いに関する質問回答」による)

構 造 概 要 材	免 震 材 天 然 ゴ ム 系 積 層 ゴ ム 支 承	認定番号 (メーカー名)	MVBR- 0000※
		型式番号	
		ゴム外径 (mm)	
		基数 (基)	
		基準面圧 (N/mm ²)	
		ゴム総厚 (mm)	
		1次形状係数	
		2次形状係数	

(欄外に左記記載例を記入)

※記載の認定番号又は・・・

【お知らせ】電子申請時提出資料について

令和3年1月より新規案件の国交省への認定申請において電子申請が開始されています。それに伴い電子申請を行う案件については、申請資料データ(PDF)のファイル名やファイル容量などに一定のルールを設定させていただきます。

1. ファイル名は番号-案件名-書類名※1としてください
2. 1つのファイル容量は100MB程度以下※1に調整してください
3. データのやり取りにはBOX※2の利用を考えています

※1 番号や書類名、ファイルの分け方等については次号解説します。

※2 BOXは(株)Box Japanが展開するクラウドストレージサービスです。ご利用に際しては当法人より招待させていただきます。アカウントの設定が必要になりますが、社内規定等によりご利用出来ない場合は、別途対応させていただきます。

【トピックス】CFD (数値流体計算) による風荷重評価

令和3年1月28日付で国土交通省より認可を受け、時刻歴応答解析建築物 (工作物) 業務方法書を変更しました。

これにより、建築物等の耐風設計をする際の風力係数等として、告示に定められた方法によるか風洞試験によって求めることとされていましたが、これらに準ずる方法として、CFD (数値流体計算) を風洞実験と同等な結果が得られる計算として採用できるようになりました。

CFDを用いた性能評価をお考えの場合、事前に打合せが必要となりますので、早めに事務局までご相談ください。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
 建築確認評定センター 性能評定課 担当：大谷、甲谷、尻無濱
 TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680
 E-mail：seinou@gbrc.or.jp